

平成27年12月

関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録

平成27年12月関西広域連合議会防災医療常任委員会会議録 目次

平成27年12月12日

1	議 事 日 程	1
2	出 席 委 員	1
3	欠 席 委 員	1
4	事務局出席職員職氏名	1
5	説明のため出席した者の職氏名	1
6	会 議 概 要	2

○議 事 日 程

開会日時 平成27年12月12日
開催場所 神戸市会 第4委員会室
開会時間 午前1時28分
閉会時間 午後3時10分

議 題

調査事件

第1 広域防災の推進について

○出 席 委 員 (16名)

1番 岩 佐 弘 明	18番 石 井 秀 武
2番 清 水 鉄 次	22番 山 下 直 也
7番 尾 形 賢	25番 岡 田 理 絵
8番 加味根 史 朗	27番 西 沢 貴 朗
10番 三 浦 寿 子	29番 富 きくお
12番 岩 見 星 光	32番 床 田 正 勝
13番 上 島 一 彦	34番 西 村 昭 三
14番 松 田 一 成	36番 安 井 俊 彦

○欠 席 委 員 (2名)

21番 花 田 健 吉	24番 前 田 八 壽 彦
-------------	---------------

○事務局出席職員職氏名

議会事務局長	神 崎 敏 道
議会事務局次長	古 川 美 信
議会事務局総務課長	岡 明 彦
議会事務局調査課長	樋 本 伸 夫

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 (広域防災担当)	井 戸 敏 三
広域連合委員 (広域防災副担当)	久 元 喜 造
広域防災局長	杉 本 明 文
広域防災局防災参事 (奈良県)	長 岡 雅 美
広域防災局防災参事 (神戸市)	広 瀬 朋 義
広域防災局次長	大久保 博 章
広域防災局防災計画参事	高 見 隆
広域防災局防災対策参事	藤 森 龍
広域防災局防災拠点参事	上り口 豊
広域防災局広域企画課長	平 田 正 教
広域防災局防災課長	河 本 要

広域防災局災害対策課長	北 本	淳
広域防災局訓練課長	瀬 尾	和 章
広域防災局広域研修課長	藤 原	祥 隆
広域防災局防災情報課長	戸 田	清 彦
広域防災局参与（滋賀県）	西 川	美 則
広域防災局参与（京都府）	小 林	裕 明
広域防災局参与（大阪府）	中 村	誠 仁
広域防災局参与（和歌山県）	和 歌	哲 也
広域防災局参与（徳島県）	黒 石	康 夫
広域防災局参与（京都市）	高 城	順 一
広域防災局参与（大阪市）	東	信 作
広域防災局参与（堺市）	志 摩	哲 也

午後1時28分開会

○委員長（尾形 賢） 皆さん、こんにちは。

これより関西広域連合議会防災医療常任委員会を開催させていただきたいと思ひます。定刻より若干早うございますけれども、皆さんおそろいですので始めさせていただきたいというように思ひます。

本日の調査事件は、広域防災の推進についてであります。終了時間は15時をめぐとしますので、ご協力をよろしくお願ひします。

理事者側の出席者についてはお手元に名簿を配付していますので、ごらんおき願ひします。それでは、広域防災の推進を議題といたします。

最初に井戸広域連合長から一言ご挨拶をお願ひしたいと思ひます。

井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） まず、最初にご報告でございますが、今月の4日ですけれども、総務大臣に申請しておりました奈良県の関西広域連合への加入が許可されまして、名実ともに関西が一丸となって進めていく体制が整いました。その象徴として、早速、奈良県からは、広域防災分野の副担当として関西の防災にかかわっていただくことになりまして、防災参事であります長岡危機管理監に出席していただいております。

○広域防災局防災参事（奈良県）（長岡雅美） よろしくお願ひいたします。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 関西広域連合が発足して5年目を迎えたわけではありますが、5年目を象徴するような奈良の加入でございます。この上はまさしく関西一丸となって関西広域連合の役割を果たしていきたい、このように願っております。委員の皆様にもよろしくご指導を今後ともお願ひを申し上げます。

ことしも大変多くの災害が発生しました。きのうの朝の大風によりまして、ルミナリエの一部も破壊されたり、あるいは、大変ご迷惑をおかけしたのでありますが、JRの摩耶駅の新設工事の足場が崩れまして、9時間も不通になるということがございました。幸い人災はございませんでした。しかし、まさか神戸で12月に20メートルを超えるような風が吹くなんてことは今まで想定されておりましたので、もうこれからは想定外は通常起

こるというぐらいの覚悟で防災対策を進めていく必要があるのではないか、このように考えているものでございます。

防災訓練につきましては、10月18日に京都府で近畿府県の合同防災訓練を開催させていただきました。これは、大変大規模な実働訓練で、関係80機関、約3,000人の参加のもとに実施させていただきました。今回は、民間事業者の倉庫を活用した物資拠点の設置運営やトラック協会や宅配事業者のご協力も得て、防災訓練を実施することができました。これからもこのような民間事業者との連携ということに意を用いていきたいと、このように考えております。

来年の2月3日には、京都府で直下型の大規模地震を想定した広域応援図上訓練でございますが、実施をさせていただきます。広域連合といたしますと、情報の連絡が一番の要素になりますので、そのような意味では図上訓練をしっかりと積み重ねていきたいと考えております。

9月1日には、昨年、相互応援協定を締結しました関東9都県市の合同防災訓練にも関西広域連合として参加をさせていただいております。今後とも実効性の高い防災力の向上を目指しまして、このような訓練を積み重ねてまいります。

また、先週でございましたけれども、近畿のバス協会と関西広域連合とで広域応援協定を結ばせていただきました。特に、バス協会の場合は、物資や人員の輸送だけではなくて、原子力災害のときの緊急避難の際に協力がどうしても必要になるという面もございまして、大変そのような意味での協力も得ることができました。

今までもゴルフ場協会ですとか、各種の団体と色々な形で協定を結ばせていただいております。特に、コンビニ業界とは帰宅困難者対策の一環としてご協力をいただくことにいたしております。現在、貨物や宅配のシステム、災害のときの東日本大震災の際には物資の集結拠点には物資があったんですが、それが避難所になかなか届かなかったということもありますので、研究会を開いて民間の事業者の協力をどのように得るかという勉強をしております。これがまとまりましたら包括的な協定を結ばせていただくということになるかと考えております。

それから、原子力につきましては、昨年度、原子力災害につきまして、広域避難のガイドラインを策定しております。これに加えて、被害者の緊急輸送とか、二次避難所の早期確保などを目的とした、関係者らとの協力協定も締結をしているものでございます。今後とも広域防災を担当いたします兵庫県、そして、神戸市、奈良県、力を合わせまして関西全体の防災についてのシステムティックな活動が展開できるように努力をしておりますので、よろしくご指導をお願い申し上げます。

きょうは、神戸までお出ましいただきまして、この委員会を開催していただきましたこと、最後にお礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

○委員長（尾形 賢） ありがとうございます。

次に、久元広域連合委員から一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

久元委員。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） 広域防災副担当委員を務めさせていただきます、神戸市長の久元でございます。

関西広域連合議会防災医療常任委員会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

関西広域連合の中で、とりわけ防災分野の役割は大きいと認識しております。関西広域連合が今後とも広域大規模災害などに迅速かつ効果的に対応していくためには、応援・受援体制の整備を初め、これらを常に実効性あるものにするための訓練の実施や見直し、救援物資の供給などに関する民間企業、団体との連携、さらには、風水害対策や新型インフルエンザなどの健康危機管理、原子力対策などあらゆる危機事象についての対応が必要であります。

神戸市は、基礎自治体の立場から日常的に住民や事業者と接し、災害時のさまざまな応急業務を担ってきた経験を生かし、兵庫県及び奈良県としっかりと連携しながら、さらに関西の防災力の向上に貢献できるよう努めてまいります。

神戸市では、昨年、東日本大震災の教訓や神戸市防災会議南海トラフ地震・津波対策専門部会報告書を踏まえ、自己決定力の向上を基本理念とした神戸市地域防災計画の抜本改定を行ったところでございます。このような対策を進めていく上で、広域大規模災害においては、食料、物資や医療の確保などの面で広域的な応援・受援の枠組みが不可欠であるという思いを強くいたします。これらの広域の枠組みが住民や地域事業者の方々の防災対策のさまざまなニーズなどに直結して効果的に生かされるものになるよう、鋭意取り組んでまいります。

なお、昨日の強風におけます摩耶駅、それから、東遊園地における被害につきましては、とりわけルミネリエ会場の事故でありますので、この事故の原因をしっかりと検証いたしまして、災害防止に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

委員の皆さんにおかれましては、今後ともご指導、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

○委員長（尾形 賢） ありがとうございます。

それでは、広域防災の推進について、杉本広域防災局長から説明をお願いします。

杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 広域防災局長の杉本でございます。私から資料1に基づきまして広域防災の取組につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

勝手ながら着席でさせていただきますよろしゅうございますでしょうか。

○委員長（尾形 賢） はい。

○広域防災局長（杉本明文） それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

広域防災局の役割ということで、4項目掲げております。

まず、1つ目は、防災計画等の策定・運用ということで、関西防災・減災プラン、それから、関西広域応援・受援実施要綱をつくらせていただいております、これを運用をいたしております。

2つ目、応援・受援の調整でございます。

これらプラン、要綱に基づきまして、応援・受援を調整をしております。

3つ目は、関係機関・団体との連携、井戸広域連合長のご挨拶にもございましたが、各民間団体等と協定を結びまして、連携をさせていただいております。

それから、4つ目ですが、防災・減災事業の展開というものでございます。順次この4項目につきまして、ご説明をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

まず、1つ目、防災計画等の策定・運用のその1でございますが、関西防災・減災プランということで、表に記載しております4つの分野別のプランを策定をいたしております。地震・津波災害対策編、風水害対策編、原子力災害対策編、感染症対策編は新型インフルエンザ等と鳥インフルエンザ・口蹄疫ということで区分をして策定をいたしております。

おめくりいただきまして、4ページ以降にそれぞれのプランの中身を、これも概略でございますが、記載をさせていただいております。

4ページは、地震・津波災害対策編についてでございます。

まず、災害への備えということで、関係機関でありますとか、団体と平常時から連携をします。行政機関はもとよりでございますが、民間、ボランティア、こういったところとも連携を深めていくというものでございます。

防災・減災事業の展開ということでございますが、これは、訓練、研修等の実施等々でございます。

それから、その下、災害への対応という項目でございます。これは実際に災害が起きましたときにどのように対応するかということを決めております。左にございますように、初動期ということで発災からおおむね3日間、それから、応急対応期ということでいわゆる避難所で被災者が生活をされておられる期間、それから、復旧・復興期ということで仮設住宅が立ち上がり始める、こういった時期、3区分に分けて対応を示させていただいております。

初動期につきましては、広域連合としては主として応援・受援の調整のための情報収集体制を構築をしていくということで緊急派遣チームを派遣する、あるいは、現地に本部を設置する。こうしたことを実施いたします。

それから、応急対応期、これにつきましては、救援物資でありますとか、応援要員、こういったものを派遣調整していくという内容でございます。

復旧・復興期でございますと、被災自治体では復興業務が大変たくさん出てまいりますので、そういったところの支援体制をどうするかということでございます。

それで、一番右にオペレーションマップでございます。これは、広域連合が効果的な応援・受援を実施いたしますためには、広域連合以外の被災県であるとか、被災市町村、あるいは、国の動き、応援府県、こういったところの動きが全てこういうことだということを理解した上で進める必要がございますので、そういったものを一覧にして広域連合がどういう効果的な対応ができるのかということを示すためにそういうものを整理をしているということでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページは、風水害対策編でございます。これもベースは地震・津波対策編と同様でございますが、風水害特有のことといたしまして、やはりある程度事前から気象情報等々で対応が可能になってまいりますので、そういったところも踏まえて作成をしております。例えば、災害への備えということでございますと、2の(4)に事前対応計画(タイムライン)の検討でございます。これは、発災の時間を大体想定しながら事前にどのような対応がしていけるのかということを考えておこうという取組でございます。そのほか、住民避難の実効性の向上ということで、ハザードマップでありますとか、避難勧告でありますとか、そういったことも事前の備えとして記述をさせていただいております。

それから、右側の災害への対応でございますが、これもある程度事前に準備が可能ということで、地震・津波対策編の内容に加えまして、事前の準備体制、災害対策室から警戒本部を設置をするというようなことでありますとか、そのほか、災害発生直前の対応として早期の避難勧告、あるいは、事業者への働きかけ、こういったことについても記述をさせていただいているものでございます。

おめくりいただきまして、6ページでございます。

原子力災害対策編でございます。

こちらのほうは、災害への備えということで、まずは事業者との覚書等、情報連絡体制の構築について記述をいたしておりますし、それから、専門家の活用体制についても示させていただいております。

それから、右側、災害への対応ということで、これは初動応急対応と、それから、復旧・復興対応と分けて記載しておりますが、モニタリング情報の共有でありますとか、あるいは、広域避難の実施調整、こういったことを示させていただいております。

また、復旧・復興では、風評被害の抑制、こういった内容も記述をさせていただいております。

それから、7ページでございますが、これは、感染症対策編の新型インフルエンザ等のパーツでございます。

これにつきましては、平成21年にメキシコで発生いたしました豚由来の新型インフルエンザ、神戸で第一例が発生したと、そういう事例も、経験も踏まえまして、その後、国で策定されました新型インフルエンザの特措法、あるいは、各府県の行動計画、こういったものを踏まえまして策定をさせていただいております。

下の箱のところに記載しておりますが、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、それから、府県民生活及び府県民経済の安定の確保、この6項目につきまして、先ほど申し上げました各種計画との調整を図りながら策定をしているものでございます。

8ページをお願いいたします。

これは、感染症対策編の鳥インフルエンザ・口蹄疫等の部分でございます。

これにつきましては、まずは封じ込めるということと、まん延を防止するということが肝要でございます。これにつきましても、平成16年2月に京都府において発生した事例、その後の発生事例等も踏まえまして作成をしているものでございまして、発生・まん延体制の備えということで、早期の通報体制、まずこれが一番肝要でございますので、そういったものを整備をいたしておりますし、右側の発生・まん延時の対応ということで、段階的に警戒本部から対策本部に移行していくこと、それから、必要な人員、資材、こういったものを応援・受援の体制のもとにやっていくこと、そういうことを記述いたしております。これまでの全ての対策編につきましては、冒頭申し上げました、地震・津波対策編でのオペレーションマップのようなものを全て準備をしておりますし、広域的に対応を調整していく、それに基づいて対応を調整していくことにいたしております。

それから、9ページでございます。

広域応援・受援実施要綱でございます。

これは、それぞれの防災・減災プランを実際に動かしていくに当たりまして、我々実務

側がどのような手順を踏んでいくのかということを整理したものでございます。

まず、準備体制の確立ということで、関西圏域では震度5以上の揺れが観測された場合に準備体制を整えていこうというようなことを決めておりますし、震度6以上でありますと、早速に緊急派遣チームを派遣していこうというようなことを記述しております。関西圏域外でも同様に大規模災害が予想される場合は、対応をとっていくということでございます。

それから、(2)の応援・受援体制の確立でございますが、これは災害の規模に応じて我々の体制もとっていこうということで、レベルの1からレベルの5まで記載のような形で広域連合しての体制を整えていくということにいたしております。そのほか、各応援・受援の項目ごとに細かな手順もここで定めておりますが、時間の都合上、主なところだけの説明となります。

おめくりいただきまして、10ページでございます。

2つ目の項目の応援・受援の調整でございます。

その1は、東日本大震災への対応でございます。もう5年前になりますけれども、3月11日に東日本大震災が発生いたしまして、その直後から広域連合として活動を開始をいたしております。3月13日、2日後でございますが、緊急の広域連合委員会が開催されまして、第1次声明ということで、記載の4項目を実施をしていくということが決められました。また、カウンターパート方式で支援をすること、それから、現地連絡所を開設すること、こうしたことが決定されたところでございます。同じく3月29日にも広域連合委員会が開催されまして、記載の3項目の緊急声明が発表されている。そういったことで活動をスタートさせたということでございます。

11ページでございますが、カウンターパート方式による支援というものでございまして、これは下の地図にございますように、応援をされる側とする側を特定して実施をしていこうというものでございまして、迅速かつ機動的で継続性を持った責任ある支援ができるということで、さまざまな方面から評価を受けているものでございます。

おめくりいただきまして12ページでございますが、支援の内容、これも本当にかいつまんだものでございますが、まずは物資の送付ということで、アルファ化米、飲料水、毛布、簡易トイレ等を送っておりますし、職員の派遣ということでは、累計で30万7,300人/日でございますが、これは1人が向こうで5日間活動すると5人/日というカウントでカウントしたものでございます。実数といたしましては、1日平均214人、ピーク時には387人が現地で活動していたというものでございます。この職員派遣も最初は短期派遣ということで、1週間で繰り返して派遣をしておりましたが、復興のフェーズに合わせまして、現在は専門職の中長期派遣に切りかわってきている状況でございます。現在も継続中でございます。

それから、避難者の受け入れにつきましては、平成27年12月4日現在で記載の3,351人、これもピーク時は4,754人でございますが、受け入れている状況でございます。

13ページでございます。

平成23年の台風12号災害への対応でございます。

平成23年の12号台風は、紀伊半島を中心に非常に大きな災害が発生をしております。災害の発生状況につきましては記載の表のとおりでございまして、和歌山、奈良、三重、兵

庫県、このあたりで災害が発生したというものでございます。これにつきましては、東日本大震災の応援の途上でございましたが、これについても応援をするということで、職員の派遣を実施をいたしておりまして、広域連合だけでは少し応援体制が不足するというので、表の一番下でございますが、九州地方知事会にも、まだ、応援協定締結前でしたが、協力をいただいて37名派遣をさせていただいております。

14ページをおめくりいただきたいと思っております。

平成25年の台風18号災害への対応でございます。

これは、気象庁が大雨特別警報を初めて発令した事例でございます。福井県、京都府、滋賀県、このあたりに発令をされました。被害状況は記載のとおりでございます。この3県で被害が発生しております。

15ページのほうになります。広域連合の主な対応といたしましては、これも職員の派遣ということで合計13名を派遣させていただいております。奈良県、三重県につきましては、連携県ということで派遣協力をいただいているものでございます。

それから、あわせて、この台風につきましての緊急提案も実施をするということで、早期の復旧だけではなくて、制度提案等も含む内容でございます。

おめくりいただきまして16ページでございます。

平成26年、昨年8月でございますが、昨年8月は1カ月間を通じて非常にたくさんの雨が降って、広域に被害が発生をいたしております。これにも対応したということで、特に関西におきましては、8月1日から6日、それから、8日から10日、15日から26日、こういった形で断続的に被害が発生をいたしておりまして、その状況、表のとおりでございます。広域連合につきましても、8月9日に対策準備室を設置いたしまして、応援・受援を調整していったということでございます。

17ページにその主な対応状況を記載させていただいております。緊急提案ということで8月28日に、これも災害復旧だけではなく、例えば、救助法の適用基準の見直しでありますとか、被災者生活再建支援制度の改善、こういった制度的な提案も含めて国に提案させていただいておりますし、あわせて災害ボランティアに呼びかけまして、那賀町、丹波市、福知山市、こういったところを支援させていただいております。

18ページをお願いいたします。

平成26年8月には、広島市で大規模な土砂災害が発生をいたしております。この災害に対しましても、広域連合といたしまして調査に出向いております。応援の必要性、支援ニーズがあるかどうかということを確認させていただくということで、2つ目の項目のところですけれども、広島市、広島県の災害対策本部、現地にも調査に入りまして、これにつきましては支援ニーズというのは確認できませんでしたので、調査だけに終わっているというものでございます。

それから、19ページでございますが、平成27年、ことしの関東東北豪雨への対応でございます。被害の状況、表に記載のとおり、宮城、茨城、栃木で、とりわけ茨城で大きな被害が発生したものでございます。これにつきましても広域連合として体制をとりまして情報収集等に努めております。一番下、広域連合の主な対応ということで、被災地府県だけではなくて、茨城県の全国知事会のカバー県ということで、茨城県の応援主管県になるわけですけれどもその長野県でありますとか、関東9都県市の幹事県であります東京都、こ

のあたりと情報共有を図り、さらには、次のページでございますが、人的支援、物的支援も行っているという状況でございます。

20ページに記載しておりますように、滋賀、京都、兵庫、徳島におきまして、ボランティアの派遣、あるいは、物資の送付、研究員の派遣という形で支援を行ったところでございます。

それから、21ページでございます。

これは、関係機関・団体との連携ということで、3つ目の柱になる部分でございます。まず、各ブロックとの広域連携の取組ということで、関西に相当する、例えば九州でありますとか、関東でありますとか、こういったところと応援・受援の仕組みを相互応援協定により確立を図ろうというものでございます。表にございますように、まず、九州地方知事会とは平成23年10月に協定を締結しておりますし、一番下でございますように、関東9都県市につきましては平成26年3月に協定を締結したところでございます。そのほか全国都道府県の協定、近畿内部での協定も記載をさせていただいております。

22ページをお願いいたします。

これは、井戸広域連合長のご挨拶にもありました、民間事業者との連携推進の項目でございます。1つ目のコンビニエンスストア、これにつきましては、外食事業者も含めまして26社と、右側でございますが登録店舗数1万900店舗ということで、帰宅支援ステーションへの協力をいただいております。徒歩の帰宅者に対しまして、水道水、トイレ、道路情報、こういったものを提供してもらおうというものでございます。

それから、2つ目、原子力事業者との協定でございます。

これは原発に関しましていろいろな情報提供をいただく、あるいは、平時からの情報共有について協定をさせていただいております。それから、P&G株式会社につきましては、救援物資ということで、紙おむつ、生理用品等の提供、それから、ヘリコプター運航事業者につきましては、災害等の際にヘリコプターを供給していただくというもの、それから、23ページのほうになりますが、旅客船協会につきましては、これも災害時に船舶による輸送等について協定をしております。その次の阪神淡路まちづくり支援機構でございますが、これは、建築士とか、弁護士とか、司法書士とか、いわゆる被災者のいろんな相談事とか、まちづくりに対するアドバイスとか、そういった民間の力を得たいということで協定を締結しているものでございます。その次のゴルフ場につきましては、避難民の受け入れでありますとか、浴場の提供、それから、ライオンズクラブとの協定につきましては、これはボランティアのボランティアということで、ボランティアの活動に対するバスの手配でありますとか、飲食の提供でありますとか、こういったことをしていただくというものでございます。それから、放射線技師会でございますが、これは原子力災害時の汚染検査、除染、こういったことにご協力をいただくものでございます。それから、宅建業協会、不動産協会等でございますが、これは災害時の民間賃貸住宅の提供、特に、借り上げの応急仮設住宅等への対応を図っていこうという趣旨でございます。最後、バス協会につきましては、井戸広域連合長からご挨拶で説明があったものでございます。

24ページでございます。

4番目の防災・減災事業の展開の項目になります。

まずその1つ目、広域応援訓練の実施ということで、これも井戸広域連合長のほうから

いろいろと触れていただきました。まず、平成27年度の広域合同防災訓練でございますが、京都府のほうで、京都府南部の直下型地震を想定して実施をさせていただいております。広域連合としても3の訓練概要のところがございますが、緊急派遣チームの派遣訓練、それから、25ページにあります、広域物資の搬送訓練、緊急物資の円滑供給連携訓練、こういった中身で連携訓練を実施しているものでございます。これは担当府県を変えながら、毎年実施しているものでございます。

おめくりいただきまして、26ページ、これは、関東の9都府市の合同防災訓練に広域連合として参加をしたというものでございます。訓練内容でございますが、緊急物資の輸送訓練という形で参加をさせていただいております。

それから、27ページでございますが、これは、今後の予定でございます、関西広域応援訓練2月3日を予定しております。これは図上訓練でございます。それから、関東の9都府市の図上訓練1月15日に予定でございますので、広域連合としても参加をする予定でございます。このほか九州地方知事会も関西の広域応援訓練のほうに参加をいただくということで予定をさせていただいております。

28ページでございます。

2つ目の事業、防災人材育成事業でございます。平成23年度、広域連合が発足当初からこれも継続をしておりますが、ことしは下に記載しておりますように、基礎研修、災害救助法の実務研修、それから、家屋被害認定業務研修、それぞれ担当県を決めまして毎年度これも実施をさせていただいております。

それから、29ページでございます。

広域防災ポータルサイトの開設ということで、これも平成25年9月に関西広域連合のホームページから入れるようにしております。主として、さまざまな関西圏域の防災機関がどのようなことをしているのかということで、リンクを張るなど情報収集機能を果たすものとしてポータルサイトを運営してきておりましたが、このたび機能強化を図ろうということで本年度の取組を少し記載をさせていただいております。1つは、構成団体の被害情報の自動集計機能を付加しようということ。それから、平常時の防災・減災事業の情報共有も行えるようにしていこうということ。それから、2つ目の黒丸でございますが、応援要請、あるいは、応援計画、こういった情報を一元的に集約する機能をこのポータルサイトの中に整備をして、より迅速で正確な応援・受援対策がとれるようにやっていきたいというものでございます。

30ページにそのポータルサイトのトップ画面、こんなものだというのでおつけをいたしております。

それから、31ページでございます。

南海トラフ地震応急対応マニュアルの策定でございます。

これにつきましては、防災・減災プラン、あるいは、応援・受援実施要綱、これは災害一般という、全般的な、普遍的なものでございますが、南海トラフに特化してどういう対応をしていくのか。特に発災後、1週間程度が勝負だというふうに思っておりますので、そのあたりの広域連合、あるいは、応援府県、被災府県がどういう対応をとるのかということについて、タイムライン形式でマニュアルづくりをしていこうというものでございます。マニュアルの構成ということで下に記載しておりますが、全体図としてタイムライン

を示すこと、それから、各対応項目につきまして、フェーズ票というものをつくりまして、それぞれどんな業務をしていくのか、チェックリストのような形にしまして、対応漏れがないようにしていく、そういうマニュアルづくりを本年度進めさせていただいております。

それと、おめくりいただきまして、緊急物資円滑供給システムの構築でございます。

これは民間、物流事業者、流通事業者、こういった方々の参画をいただいて、円滑に緊急支援物資が届くシステムをつくっていかうというものでございます。東日本大震災の際には、いわゆる一時拠点といいますか、都道府県レベルの防災倉庫等には物資が届きますが、そこから末端の避難所、こういったところまではなかなかそのニーズに基づいた物資が届かなかったというような実例も報告をされております。そういったものに対応するために、民間事業者の力をぜひかりていく必要があります。記載しておりますような協議会を設置いたしまして、このイメージ図のような形での体制を組んでいかうということで、今、検討中でございます。

33ページでございますが、あわせまして広域防災拠点のネットワーク化を図っていかうということで、関西各府県、いろんな形で防災拠点、広域防災拠点を持っております。代替機能、あるいは、連携機能、こういったところをあわせて検討していきたいと考えております。

34ページでございます。

6つ目でございますが、帰宅支援ガイドラインの作成でございます。

大規模災害が起こりますと、公共交通がストップいたしまして、府県域を越えて帰宅困難者が大量に生じるということが予測されるわけでございます。そういった帰宅困難者の無事の帰宅を、安全に帰宅させることを目的といたしまして、関係機関によります協議会を設置いたしまして、検討項目のところに記載しておりますが、情報提供の方法でありますとか、帰宅支援ルートを選定でありますとか、こういったことを検討していかうということで、これを来年度中には何らかの形のものをまとめ上げていきたいと考えております。

それから、35ページでございます。

原子力災害への取組でございます。

これにつきましては、平成24年3月に原子力事業者と覚書を締結しております。一番最初に書いておりますが、関西電力、あるいは、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構と覚書の締結をしております。

それから、2つ目でございますように、国に対して数次といいますか、数々の申し入れをさせていただいているというものでございます。さらに広域連合の役割として一番重要なことは、広域避難をどう調整をするかということだと思っております、そのガイドラインを策定をしております。

36ページをごらんいただきますと、福井県若狭湾の原発の30キロ圏内、それぞれ色づけがしてありますが、その30キロ圏内の住民の皆さんがそれぞれ同じ色のところに避難をするような形で広域避難の受け入れの調整を既に図ったところでございます、これが現在、審査をされております高浜原発の避難体制、緊急時の取組、こういったところのベースになっているということでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（尾形 賢） 説明は、お聞き及びのとおりでございます。

これより、質疑に移らせていただきます。ご発言があれば挙手願います。

西沢委員。

○委員（西沢貴朗）　　まず、お聞きしたいんですけれども、防災訓練のときの訓練のあり方が、大地震と大きな津波ということが中心なんですけれども、小さい地震でも大きな津波がくることもあり得ます。地震の訓練のときは、大地震のときに大きな津波がくるというやり方がほとんどだと思うので、ここらあたりは国民に誤解を与える可能性もあります。南海トラフの地震、特に、南海地震で過去1605年には、小さな地震で大きな津波がきただろうといわれ、津波地震といわれていますけれども、こういうことを考えると、訓練のときにも実はそんなこともあり得るんだということを、確認のために言う必要があるのかなと。どうも大きな地震で大きな津波がくるとイコールのようなことばかりが目立ちますが、そのあたりいかがなのでしょう。

○委員長（尾形 賢）　　杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文）　　委員ご指摘のとおり、小さな地震、それほど震度が大きくなくても大きな津波がくる。例えば、太平洋の向こう側で地震が起こったときにでも。

○委員（西沢貴朗）　　いや、近畿でも。

○広域防災局長（杉本明文）　　そういうことが起こり得ますし、もちろん南海トラフでもそういうことが起こり得るということは我々もそういうことをもって対応に当たらなければならぬということは確かでございます。訓練に当たりましては、やはりその訓練として最大規模のものを想定して訓練をしておくということがどうしても先にたってまいります。小さな地震で大きな津波という想定だけではなくて、地震による被害もやはり想定をしながら、あわせてきたときにどう対応するのかというところをマックスとして考えておく必要があるということで、そういった訓練を実施をさせていただいているものでございます。委員ご指摘のようなことにつきましては、訓練だけではなくて、やはりいろんな住民への啓発等々の際に、そういったことも含めまして対応させていただくということで我々もやってまいりたいと思います。

○委員長（尾形 賢）　　西沢委員。

○委員（西沢貴朗）　　地震が小さいときに大きな津波がくるぞという情報が入っても、そんなばかなと動かないような状態があり得るので、やはり地震が小さくても大きな津波がくる場合があるということもあわせて、やはり情報としてちゃんと皆さん方に、国民に知らせる必要があるんじゃないかなと思いますので、よろしく頼みます。

それと、ちょっとわかりづらいのが、今までやってきた広域防災の取組の中でも、関西の圏域だけの場合とをもってそこから打って出た場合と、情報が何か入り組んでいるような感じを受けるんです。例えば、フェリー会社との協定なんかでも、これは圏域になっていますが、現実的には、圏域だけなのかどうかというのは、これから議論していかないといかんと思うんです。だから、できたら統一して、圏域だけの場合もあるでしょうけれども、圏域でない場合は協定のやりかえなんかも必要んじゃないかなと思うんですけれども。

○委員長（尾形 賢）　　杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文）　　確かに災害は圏域を越えているような影響を及ぼすという

ものでございますし、特に南海トラフの巨大地震等がございますと、関西圏域のみならず、四国、あるいは、東海地方等々も含めて大きな被害が生じるというものでございます。広域連合という我々主体といたしましては、どうしても広域連合対相手方ということで協定を結んでしまうということにならざるを得ないという部分がございます。ただ、圏域外の災害についても、我々が可能な範囲で応援をしていくということも考えられます。そういった際に協定先にご依頼をするということもあり得ると思いますので、その辺につきましては、現行の協定で対応できるのかどうか、もう一度しっかりチェックをして、必要があればその辺見直してまいりたいと考えております。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 今のご疑問はきっと2つの面があるんだと思います。関西圏域を越えた災害の場合にどうするんだということと、それから、広域連合と結んでいることと、例えば、徳島県であると、徳島県が協定を結ばれているものとの関係がどうなっているのか、そういう2つのご疑問を提示いただいたのではないかと思います。

1つ、広域連合と県との関係の協定は、これは一部と全体ですから、防災訓練などを積み重ねることによって改定が必要になれば見直していくということで、これは積み重ねで十分整理ができていくと思いますが、問題は、例えば、よく言われる三連動の東海、東南海、南海というような地震があったときにどうするんだということが一つ大きな課題です。これは我々も課題なんです。実際、政府自身も大まかな被害想定は出しておりますけれども、詳細な被害想定などは各県に委ねておりますので、この辺は、圏域を越える相互協力をどうしていくか。今のところ、我々が被害を受けたとき、あるいは、隣接圏域はきっと助けてくれないだろうということで、九州とか、関東とかというところと協定を結ばせていただいているわけですが、例えば、日本海側の府県と北陸とが、新潟とかというところと協定を結んでおくということは、また一つの大きな広域的な対応にもつながりますので、ここは一つの大きな課題としてさらに検討を続けさせていただきます。

○委員長（尾形 賢） 西沢委員。

○委員（西沢貴朗） 徳島県で、鳥取県と徳島県が協定を結んだのは、私が細工したのですが、そういう被害が違うところ、災害が違うところとの協定というのは特に重要なんじゃないかなと思います。

私が言いたかったのは、東京で関東直下が起こるときに陸路だけではなかなか厳しい。じゃあ、海からの応援をするときに、こちらの関西のフェリーなんかは救援に行き、被災した人を海から救援してこちらのほうに連れてくる、または、東北に連れていく。そういうことを、できたら関西広域連合が中心になってやればどうかと。例えば、東京で大きな地震が起きたときには、山のほうへ逃げてもなかなか時間がかかって逃げられない。ところが海のほうへ来ると、東京の地震は余り面積が大きいから、海のほうが足が近くすぐ来れるだろう。そのときには、ここから関西のほうへ出るからというふうな形を皆さんに知っていただくと、ここに迎えに行くから、ここに逃げてくれれば関西のほうへ、あるい

は四国の方へ行けるからなという、そういうような形で、積極的に関西広域連合をアピールしていったらいいのかなと、そういうことを思っただけのさっきの質問であったんです。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 今のご指摘は、我々も認識しております。来年度、防災局として首都直下型地震に対する対応を、関西広域連合としてどういう対応を、いわば若干事前のシナリオ化をしておくといいのか、という意味で検討することにさせていただいております。特に、我々の問題意識は、今回の国家機関の移転など要請しましたけれども、首都圏から危機管理機関は移さないとうおっしゃるものですから、ああ、そう、それなら首都直下型地震の確率は30年で70%で、南海トラフと全く同じなんです。それは、首都だけで片づく問題だと考えられているんですが、そうでないケースがあり得るので、そのことを前提にしたような首都直下型対応をこちらとしては研究しておく必要があるんじゃないかということで、来年度シナリオ化したいと、このように考えております。

○委員長（尾形 賢） 西沢委員。

○委員（西沢貴朗） 私がいつも考えているのは、30年以内に70%とか80%じゃなくて、今起こる確率もあるということの中で、両方併記するのが当たり前だということで、早急にやらないかんことはやってほしいと思います。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） もちろんです。

○委員（西沢貴朗） 終わります。

○委員長（尾形 賢） 他にご発言はございませんか。

石井委員。

○委員（石井秀武） まず、連合設立5年を迎えて、奈良県の加入を踏まえた広域防災の取組強化についてお尋ねいたします。

連合設立直後の東日本大震災のカウンターパート方式による取組支援は、大変高い評価を得ておりまして、まさに広域連合のメリットが大きく発揮されたと思っております。今回、冒頭、井戸広域連合長よりご紹介がありましたように、奈良県の加入により名実ともに関西が一つになったわけでございますので、防災分野に参画する奈良県の正式加入により、関西全体の防災力がどのように向上すると期待しているのかお伺いいたします。

また、先ほどの説明にありました、31ページの南海トラフ地震応急対応マニュアルや34ページの帰宅支援ガイドラインの策定などは、まさに住民生活に直結するものでありますし、その他、災害時のドクターヘリの活用検討なども住民に身近な取組であると考えられます。広域連合の存在感をさらに高めていく観点からも、このような取組について住民に目に見える形でアピールしていく必要があるのではないかと考えますが、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） まず、奈良県が加入をいただきまして、防災力がどういうふうに向うしていくのかという点でございます。

実は、奈良県もそうなんですけれども、三重県も福井県も含めまして、これまで連携県という形で位置づけをさせていただいておりますし、近畿府県、もうかねてから阪神淡路大震災以降、相互応援協定を結ばせていただいております。その中で、奈良県のほうと

も密接に連携をさせていただいております。そういうこともありまして、防災力につきましては、もともと密接に連携し合ってきたと。特に、防災・減災プランの策定等に当たりまして、必ず参画を求めてやってきたという経緯があるというものでございます。

さらに、どういった向上かということでございますけれども、これは奈良県のほうで新たに副担当といいますか、防災の役割を果たしていただくということでございます。神戸市さんをご加入いただきましたときには、住民に密接な基礎自治体としてのいろんなノウハウの提供等もいただいておりますし、防災・減災事業、広域連合として進めていくに当たりまして、これからどのような形で奈良県さんに分担いただけるのか、これは我々十分相談をさせていただいて防災力の向上に努めていきたいと考えております。

それから、住民に非常に住民支援に役立つということで、マニュアルの策定でありますとか、ドクヘリでありますとか、帰宅支援のことをご質問いただきました。

まず、南海トラフの対応マニュアルにつきましては、基本的には我々行政の対応をどうしていくのか、これを南海トラフの巨大地震に特化をしてマニュアル化をしていこうというものでございます。その中で、広域連合といたしましては、やはり大きな被害を受けたところにどういった応援・受援をしていくのかということが焦点になってまいりますので、そういうところをできるだけきめ細かく決めることによりまして、いざというときの対応が図れるのではないかと考えております。

それから、ドクターヘリにつきましては、これは広域医療局であります徳島県のほうで担当いただいておりますが、これにつきましても、災害のときにはやはり活用していかないといけないというものでございます。もとよりドクヘリ以外にも消防防災ヘリでありますとか、自衛隊でありますとか、警察でありますとか、多数のヘリの所有機関がございます。また、そういった救援、救助のために民間のヘリ会社とも協定をいたしておりますので、災害時にその辺がうまく回りますように、広域連合として関係機関の統合的な指揮所みたいなものを設置するような配慮をいたしまして、活用してまいりたいと考えております。

それから、帰宅支援に関しましてでございますが、これももう既に帰宅支援ステーションということで、民間事業者のコンビニエンスストアでありますとか、外食産業でありますとか、ご協力をいただいているところでございますけれども、やはり主となりますのは公共交通機関でありますとか、そのほかの民間事業者、特に一斉帰宅になりますと非常に混乱をいたしますので、まず一旦は滞留をしていただいて、それぞれの企業なり、そういったところで待っていただいて、それから帰宅をしていただくというような取組になってこようかと思っておりますけれども、その辺のところをしっかりと明らかにして、それぞれの役割分担のもとに支援ができるようにこれから検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 奈良県が入っていただくことに伴って、一番戦力として増加するのは、津波が起きませんから、奈良には。ですから、津波被害対策で期待が十分できると。これが一番大きいんじゃないかと私自身は今、思っています。もっといろいろ蓄積されているとすれば、もっとご支援いただけることになると思います。そういう意味からしますと、滋賀と京都と奈良なんです、津波を余り心配しなくていい。

ただ、地震被害が考えられますので、その辺で津波の被害が起こるような地域に対する対応を中心的に協力いただくという機能が大変強化されたということになるのではないかと思います。

○委員長（尾形 賢） 石井委員。

○委員（石井秀武） 今回の奈良の加盟で、さらに関西広域連合の存在感というのを発揮していただきたいという思いで質問させていただきました。

また、ちょっと質問は違うんですが、大規模災害時の港湾機能の活用ということでご質問をさせていただきます。

災害時には、円滑な緊急物資の輸送が不可欠でありまして、阪神淡路大震災でもそうでありましたように、巨大地震発生時には道路の寸断も想定され、物資の輸送には船舶が大きな力を発揮するものと思います。既に、23ページにもありますように、平成25年3月には、船舶による災害時の輸送について協定を結んでいるところであり、地震や津波に強い港湾機能の形成に努めるべきと考えます。

そこで、神戸市の強みでもある港湾に関し、災害時における港湾機能の活用、災害対策力強化の側面から、今後どのような取組を進め、また、役割を果たしていこうとされているのかお伺いいたします。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 南海トラフの巨大地震が起こりますと、まず津波がやってまいります。津波がやってまいりますと、港湾の使用について、まず掃海といいますか、使えるように整備をしていく、そういうことが必要かと思っております。これにつきましては、大阪湾の各港湾管理者のほうで対応マニュアル等も作成されておられると聞いておりますので、そういったもとの進めさせていただいて、我々も情報提供をいただきながら、どういう使い方ができるのかということになってこようかと思っております。

もう一つは、それが片づいた後にどういう港湾機能を果たしていくのかということでございます。これにつきましては、広域防災拠点として資料の中にはございませんが、国交省が運用しております、緊急の広域拠点もございまして、兵庫県におきましても、阪神南の広域防災拠点というような港湾に隣接をした広域の防災拠点を有しております。こういったところをキーにいたしまして、物資、人員等々をそこから供給をさせていくということが十分可能かと考えておりますので、そういったことも踏まえて対応を十分検討してまいりますと考えております。

○委員長（尾形 賢） よろしいですか。

石井委員。

○委員（石井秀武） 本当は久元委員に答えていただいたらよかったですけれども、わかりました。よろしく申し上げます。

○委員長（尾形 賢） よろしいですか。

○委員（石井秀武） はい。

○委員長（尾形 賢） 他にご発言をお願いします。

安井委員。

○委員（安井俊彦） まず、関西広域連合の議員の先生方、神戸に来ていただいて心から感謝いたします。私のホームグラウンドでございます。帰りはルミナリエを楽しんでい

ただけると、鎮魂という意味で神戸市民がああ光の中に無念と、そして、復興の願いを込めて続けているということをご理解いただきたいと思います。

ホームグラウンドでございますので、ぜひご理解いただきたいんですが。

あの淡路阪神の震災は20年前に起こりました。あのときに、神戸市民は完全に3時間は無政府状態であった。消防力もなかった、自衛隊力もなかった、警察力もなかった、市役所、県の力も及ばなかった。結局、今回の南海トラフが起こるということで、原点は税金を納めている市民、県民がいかにその恩恵をこうむるかというその原点に立った計画を立てるべきである。

はっきり申し上げて、あのとき職場放棄をした市役所の職員、何人もおります。市役所に来なかった職員、議員でもお粗末な議員はこの際と思って票かせぎをやったお粗末なやつもいる。そういった混乱の中で、非常に大きな反省と、そして、未来への信号を神戸は発信してきたというふうに自負しています。

大変申しわけないんですが、杉本局長さんは、震災のときはおられましたか。

○広域防災局長（杉本明文） 県庁におりました。

○委員（安井俊彦） どこにおられましたか。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 当時は企画部というのがまだございましたので、企画部の総務課に当たります企画管理課に在籍をいたしておりました。

○委員長（尾形 賢） 安井委員。

○委員（安井俊彦） 私は、少なくとも現場において何人かの人を助け、私の腕に抱かれて死んでいった神戸市民も5人や6人ではありません。あと、震災で避難所を責任を持たされて、2カ所、3カ所、懸命に努力した。

あの当時、市長が笹山という市長さんで、中央に何の発言力もない。申しわけないんですが、我々はそう思っていました。したがって、自民党が東京へ行って、東京の官僚と話をさせていただいた。官僚の冷たさも身にしました。例えば、亀井大臣が運輸大臣でございましたから、大臣がおるときは官僚はそうさそうさと言っておりますが、大臣がおらんようになったときには、神戸市は株式会社神戸市でお金持ちだから自分でやれるでしょうと言った。いかに官僚が冷たいものであるかということが身にしました。そういった反省の中で、私たちは多くのことを学んできたつもりです。

今回の報告書を見ましたら実に立派な報告書でございます。これは、役に立つし、非常にありがたいなど、こういうように思っておりますが、實際上、市民や県民を無政府状態に置かないということでは、まだまだ物足りないとは私は思っています。

例えば、なぜあれだけの焼死者を出したか。長田区というところで、東灘区というところで、ようけ焼死者を出したんですが、それは本当に単純なミスでありまして、水道水を耐震工事にしていなかったということで、消防士が出ない消防の筒を抱きながら泣いておったという状況です。神戸市の発信によって各市がいわゆる水道を耐震化していった。こういうことがどれくらい進展しているのか。

あるいはまた、僕は本当に立派だと思うんですが、井戸知事は、いろんな会合で、いろんなところで100%南海トラフはあるという演説をどこでもされているんです。そのことによって、市民・県民は、これはあるとほぼ信じているというか、そういう形で思ってい

るんですが、この浸透がまだまだ浸透していない。そうなってくると、こういう立派なものをつくっていただいたが、例えば、5年先に南海トラフが完全にあると想定して、神戸市の体制はどうか、岸和田はどうか、堺はどうか、京都はどうか、今度入っていただいて感謝申し上げますが、奈良はどうか。こういったことについて一遍きっちりとシミュレーションをする必要があると思うんですが、井戸連合長にちょっとお聞きしたいと、そういうふうに思います。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 大変難しい課題です。といいますのは、例えば、兵庫でいいますと、津波対策、防潮堤対策ですが、10カ年計画です。初年度が始まったばかり。ですから、5年後といわれると、全部が完了しておりませんから、相当の被害が生ずる。私どもでいうと、今の防潮堤が何の機能もしないということになりますと、死者2万9,800人、地震や津波で倒れる棟数が3万6,000棟、それが我々の計画どおりの防潮堤対策と耐震化をやりますと死者400人、倒れる建物は1万2,000棟というふうにシミュレーションしています。したがって、現在の状況での被害だとどうなるか、そして、それぞれの対策を行うとどの程度までの被害におさまるのか。これはきちっと比較して、関西広域連合全体としてもお示しをする必要があるというふうに考えています。

各県は大体そういうシミュレーションを持たれて、対策前と対策後を府県民に知らせておられます。したがって、我々来年度、これを構成府県全部まとめまして、現状のままだとどの程度の被害が生じるのか、そして、それぞれ各県が計画的に進められておられます対策を行った後だとどの程度まで防げることになっているのか、その過程でどのような対応をしていけばいいのか。この辺を検討をしていくことにしております。

そのような意味で、各地域ごとに対策はそれぞれ進行中ではありますが、関西広域連合としての取りまとめが十分にできていませんので、これは来年度きちっとしてきたい、このように考えております。

○委員長（尾形 賢） 安井委員。

○委員（安井俊彦） 実はそういう答弁があるだろうと思っていました。各地域で責任を持ってやるんだ。関西広域連合の役目というのは、その総合的なまとめ、あるいは、連絡調整、あるいはまた、全体の危機管理ということにあるだろうと思います。

そういう意味では、私は5年と言いましたが、それは3年でもいいですし、6年でもいいです。一斉に訓練を行う、一斉に力を合わせて行うということによって、まず、関西人に、関西広域連合における市県民の意識が高まる。そして、弱点が見えてくる。海上自衛隊の配置の問題を含めてやっていくという必要があるだろうと思うんです。大変、問題が違うと思うんですが、韓国でも1年に1回北朝鮮が攻めてきたらどう逃げるんやとやっています。あるいはまた、僕はアメリカにおったんですけれども、第3次世界大戦が始まったときには、どこの防空壕へ逃げるとか、シェルターの印のところへ入るといったような訓練をやっています。私たちは、確かに訓練をしていると言っているんですが、現在のところ、やっているのは組織内における人間だけです。婦人会、こども会、老人会。これはやはりつめのたった防災体制ができ上がっているとは決して言えない。そういう意味では、私は目標を決めて、3年先であるとか、4年先にきっちりとやるべきだと、そういうふうに思います。

もっと具体的なことを申し上げたら、あの震災のときに、私は東灘区というところで一生涯救命救援活動をやっていました。きょうも傍聴に来ておられますが、小林さんという非常に優秀な人がおられて、小林の粕屋さんですけれども、救援活動をしている最中に、南のほうのガスタンクが爆発するから逃げてくれというて、救援活動をやめて2号線から北へ何十万人という人が避難した。そのために、救援活動で残された生き埋めになった人々の何百人かが死んでいるわけです。

そういう意味では、実は、あのときに一番防災のために役に立ったのは市民です。人材育成ということを掲げられていますが、これは、確かにこの通りでこれも正しいんです。しかし、実際の防災をやるのは市民です。市民の中の何がそうなのかという、これは市民のコミュニティー、祭り、あるいは、行事、こういったことで市民の連携がとれておることが人災を防ぐ最大の仕事なんです。そういう意味では、兵庫県が築きたいいわゆる人と防災未来センターというのは、これは私は日本の宝物であると思うぐらい立派な業績を果たしているんです。たまたま僕はここで語り部をやっているんですけれども、ボランティアをしているんですけれども、これなんかの活用をもっと関西はするべきです。そして、実は防災というのは市民がやるものだという意識を持たさなかったら何の意味もないと思うんですが、その点、井戸連合長にお聞きしたい。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 阪神淡路大震災のときも、生き埋めになった人たちが3万人ほどいらっしやって、そして、その救済をしたのが8割から9割は市民の手でされて、防災機関、自衛隊とか、警察とか、消防とか、防災機関が救えたのは2割ぐらいだったと、こういうことが数字として挙げられています。ということは何かというと、発災直後の防災力は、結局は市民力にかかっているということになります。我々その経験から、自主防災組織というのをつくらせていただいてきました。これは他の府県でも組織化されてきていると思います。

それと、もう一つ、防災の専門家、いわゆる大学だとか何かでの専門家ではなくて、そういう地域防災の専門家、リーダー、これを養成する必要があるということで、この養成に努めております。その養成者の中からほとんどの方々には防災士という資格をとられて活動を展開されておられます。そのような意味で、人材養成というのは消防とか、防災機関だけの人材養成ではなくて、ご指摘のように、市民防災のリーダーになっていただく方をどれだけたくさん分厚く持っているかということで防災力が違ってまいります。ことしはたまたま阪神淡路から20年ということでもございましたので、この1年間、防災士会と一緒にしまして、実践的な地域防災を積み重ねてまいりました。大体月に三、四カ所の地域で防災訓練を、実践的な防災訓練をやってきたということでございます。これらの積み重ねが非常に重要だと思っています。

大変重要なご指摘を一ついただいたのは、兵庫だけでやっているんじゃなくて、それを関西広域連合全体として取り組んでいかないといけないのではないかとご指摘は大変ごもともだと思っています。防災訓練を今やっているんですが、3,000人ほどの専門家の集まった、専門家だけではないんですけれども、どちらかというと展示訓練、模範演技訓練となっていますので、もう少し広域的で実践的な防災訓練を行うべきではないかというご指摘は我々常にそういうふうな気持ちはあるんですけれども、まだ現にできていませ

るので、これは3年先か、5年先か、時間がきつとかかると思いますが、準備を進めて実践できるような努力をしていきたいと思っております。

○委員長（尾形 賢） 安井委員。

○委員（安井俊彦） 非常に明快な井戸知事の答弁をいただいてうれしいです。たとえ、それが3年先でも、5年先でもいいですから、関西全域でやって、實際上、どこまでつめがたったのかということをやっぱり知るべきです。今、連合長がおっしゃっている、南海トラフは100%あります、これの言い伝えによってかなり市民は、県民はわかってきていますけれども、これを関西全域で必ずあるんだという前提の中で、じゃあ、3年後に全部で訓練したらどれくらいの点数が各府県市はとれるのかという、こういう健康診断、危険度の健康診断というのはぜひやっていただきたい。重ねて要望したいと思えます。

委員長、大変悪いんですが、ちょっともう一つ、大事なことを聞きたいのでお許しいただきたいんですが、この中にもありますが、危機管理の中でのインフルエンザで3万人から13万人が亡くなるという指摘があるんです。この数字は何を根拠に置かれた数字なんですか。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） これは、国におきまして、いわゆるスペイン風邪等々も参考にしながら一定のシミュレーションをされておられます。それに基づきまして、各構成団体が現時点での罹患の可能性についてはじいたものを広域連合としてはそれを合算をしたといいますか、単純に足し上げたということでご理解いただければと思います。

○委員長（尾形 賢） 安井委員。

○委員（安井俊彦） これは恐らく政府から出た何かの資料をもとに割り算したんだろうと私は思っているんですが、平気でこの数字をあげられてこれはいいんですが、實際上崩壊状態ですよ、これは、こう起こったら。棺おけの数なんかでも、この前の阪神淡路大震災であれだけ死んだだけでも棺おけの数が足らなくて、死体をどこまで運びましたか。九州、四国まで運んで焼いてもらったというような状況ですよ。これに対する体制というのが本当にできているんですか。それとも、どういう体制で臨もうとされているんですか。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 死亡者数を医療でもってできるだけ抑えていこうと。医療が崩壊しないようにということで基本的にはこの対策を講じております。この3万人、12万人は、現状の医療機関が対応できる数字のレベルまで落としていこうというのが感染症対策の基本だと認識いたしております。そのために、ここにございますように、医薬品の備蓄でありますとか、あるいは、発生時にできるだけ蔓延しないような形での指定の医療機関の活用でありますとか、あるいは、いわゆる大きな集客を伴うような会合でありますとか、あるいは、学校、保育所、こういったところの活動をどう縮小していくのかというところも含めてこの計画の中に盛り込んだところでございます。

○委員長（尾形 賢） 安井委員。

○委員（安井俊彦） 数字であげてアライづくりはいいんですけれども、それに対して防護服がどれくらいあるのか、医療機関がどれくらいなのか、そういうものをはっきりと数字の上で出さなかったら、言うとききましたという形のアライづくりでは困るので、

その点はっきりさせていただきたい。

それから、ちょっと先ほど言い忘れたんですが、僕は公明党が優秀やという話をしたいと思うんですが、震災のときに、どこの家が何人家族やということで一人助け出したけれども、あとこの家族のこの家に何人おるかということにはわからなかった。それは、役所もこの家に何人おるか、この家が障害者の家なのかということがわからない。これは守秘義務があっていけない。そこで、うちの神戸市会の公明党が頑張って議会提案としてそれを自治会長と、それから、民生委員にはこの家がどういう状況やということを知らせてもいいという条例をつくったんです。これは一つの大きな神戸からの発信だと思うんです。そういうふうな形で、これからどんどん震災で発信していかなくてはいけないことがあるので、その点も3年先か5年先のシミュレーションの中に入れていただいております。ちょっと言い忘れたので、もし連合長からありましたら。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 新型インフルエンザについては、国はパンデミックになって被害が一番大きい数字を試算してまして、じゃあ、そのときにどうするんだというあんまり対策はないんです、実際問題。

だから、そうなる前にきちんとまずは侵入を防がないといけません。日本国内から発生するということはあると考えられませんが、まず侵入を防ぐ。これは、前回6年前に神戸発の新型インフルエンザ第1号があったんですけれども、我々何をやったかという、いかに感染させないような状況をつくるかということに努力しました。ですから、学校も休みましたし、保育所も休んだし、幼稚園も休んだし、経済活動も一時やめてもらいました。それくらい徹底した社会活動対策をやったおかげで2週間で終息することができました。きっとパンデミックにならないようないろいろなそういう対策を行っていきますので、全部が全部病院で患者さんの面倒を見るということに、そういう状況になったらもうお手上げ状態ということになるんだと思います。ですから、そうならないようなシナリオが順番に、実を言いますとつくられておりますので、被害だけのことでできているのかというご指摘は誤解を受けるかもしれませんが、順番に対策を重ねていきますので、ある意味で対応力を持った対策を積み重ねていきますということをまずご答弁させてください。

それから、もう一つ、おっしゃっていただいた、いわゆる個人情報との関係は、これは災害のときに個人情報だからというのは私自身おかしいと思うんです。だって、その人の個人情報を保護するのは、その人の個人情報がいろいろな形で使われるから保護するに値するので、その個人を助けるのに、個人情報の保護なんていうのが壁になるようだったら、それはもう全く個人情報の保護の基本的な考え方とずれていますので。我々そう思って、例えば、障害者の方々の一人一人のマイプランといっているような避難計画までつくろうということにしていますが、これは、個人情報の問題と災害の問題とは本来切り離せるはずなんです、安井委員がおっしゃっておられるように、どうしても誤解が生じがちですので、それを制度的に災害のための個人情報の保護というのはこういう場面では働かない、あるいは、こういう場面は当然災害のためには情報を提供させるべきだと、そういうことを事前に用意しておくということは非常に重要だと思っています。神戸はそれをつくられたわけですが、私は、災害のためならば、個人情報の保護なんていうのは、実を言うと保護に値しないというふうに思っていますので、そういう意味で制度化までは至

っていないんですが、どうしても必要だということならまた検討しなければいけないなと思っています。

○委員長（尾形 賢） 安井委員、そろそろおまとめください。

○委員（安井俊彦） ごめんなさい。連合長のおっしゃっていることは正解で私も同感です。ただし、あの阪神大震災があったときには、それが邪魔をしてこの家が障害者のお宅や、この家に何人おるかということが明らかになっていなかった。そのために結果的には何人の障害者が死んだか。今回の震災での最大の被害者は高齢者と障害者です。そういう意味では、個人情報という法律が邪魔をした人災の一つだというふうに考えてもいいと思う。だから、これは早速に連合長がそう思われるんだったら、関西一円にこの際においては、それは関係のない法律であるという宣言をしていただければありがたいです。そういうふうに思います。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 検討させていただきます。

○委員長（尾形 賢） 安井委員、よろしいですか。

○委員（安井俊彦） 終わります。

○委員長（尾形 賢） 次に、加味根委員。

○委員（加味根史朗） 時間がありませんので、簡潔にお聞きいたします。

1点目は、日本海での津波の想定と対策です。

去年、国の有識者検討会が想定を発表いたしました。従来、例えば、京都府の舞鶴でいえば1メートル程度ということだったんですが、6.1メートルというような大変な津波が発生することが明らかになってきました。これは、京都府なんかの取組も全くこれからなんですけれども、関西広域連合としても日本海側の津波の対策についてももしっかり位置づけて、必要ないろんな対策を進めていく必要があると思うんですが、この点いかがでしょうか。

○委員長（尾形 賢） 杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文） 確かにおっしゃるとおりでございますが、関西防災・減災プランの地震・津波災害対策編につきましては、南海トラフに限らず、さまざまな地域で起きます地震、あるいは、津波、こういったものに対して対応していくために策定をしておるものでございますので、まず、日本海で津波を引き起こすような地震がありました際にも、このプランを適用して広域連合として必要な応援・受援を精いっぱいやっていくということでございます。

それから、国のほうで今、ご指摘のありました検討会の報告等々も出ておりますし、現在文科省のほうでも日本海の断層についての調査が行われているというふうにお伺いしております。手前みそになるのかもわかりませんが、兵庫県ではこういったことも参考にしながら、日本海の津波のシミュレーションについても今、検討している状況でございます。各構成団体の検討状況も我々しっかりと見させていただきながら、その点についてもどういった対応がとれるのか、今後、検討してまいりたいと思っております。

○委員長（尾形 賢） 加味根委員。

○委員（加味根史朗） 私たちが想定する以上の津波の予想がされていますので、ぜひ関西広域連合としても対応を検討していただけるようお願いしたいと思います。

続いて、関西電力が発表いたしました、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の問題です。京都府内でも不安が広がりまして、舞鶴市、宮津市の市長さんが反対をするという状況になってまいりましたし、京都府知事も反対の意向であります。そんな中で、京都府にはつきりませんという表明をきのう関西電力さんがされたそうなんです、そうすると関西電力管内、兵庫県なり、和歌山県なり、大阪ということになるのかわかりませんが、これはやっぱり関西広域連合として対応しなきゃいけない段階にきているんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） 大変難しい問題です。実際問題として、この中間貯蔵施設を整備しようとする、港の整備から、大変重いですから、それから、道路から、それから、貯蔵基地までトータルに全部の整備を考えなければいけません。そうやってきますと、場所とか、立地条件が非常に難しい。なかなか適地というのが得られるのかどうかということになりますし、今、申されましたように、住民の理解が得られるのかどうかということにもつながります。前に福井の西川知事が電力消費地で中間処理施設、中間貯蔵施設の整備をするべきだというような発言があったときにも、関西広域連合として、じゃあ、どこで引き受けられるような対応力があるのかということ、ちょっとですが委員会で議論したことがありますけれども、今、申しましたような大変な設備投資も考えなければいけないというようなことを考えると、他の地域で貯蔵すること自身が大変難しい課題だなということで、現時点では意見の一致になっております。ですから、新しい状況でございますので、また、委員会等でも専門的な議論も含めて検討していくことになろうかと思えます。

ただ、おっしゃいますように、なぜ京都には立地しないのか、関西電力からよく聞いてみなきゃいけません。なぜ京都はだめでほかの県だったらいいんだというような話にちょっとなりにくいんじゃないかなというふうに思いますので、最初から京都は除きますと言われると、これまた難しい調整をしなきゃいかん。そんな思いでいるところでございます。済みません、感想だけになってしまいました。

○委員長（尾形 賢） 加味根委員。

○委員（加味根史朗） 新たな事態になっていきますので、私は、原発の再稼働もやっぱりやめるべきだという立場ですので、中間貯蔵施設についてもつくる必要もないということではあります、関西広域連合として検討していただくようお願いしたいと思います。

最後に、高浜3・4号機なんですが、京都府内でも5市2町で住民説明会が行われて、やっぱり疑問や不安の声が噴出をしています。そんな中で、宮津市長や京丹後市長さんも再稼働は今、すべきでないのではないかという表明もされております。しかし、関西電力さんは1月には再稼働したいというようなことになっておりまして、関西広域連合として申し入れた国への申し入れ内容も十分対応もされていないという段階で再稼働ということは受け入れられないのではないかと。そういう意味では、今の段階で関西広域連合として態度を明確に示す必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） まず、原発の再稼働については、最終判

断されるのは国です。しかも原子力規制委員会が大変厳しい新基準を出されていて、その新基準に適応しているかどうか。適応しているということならば、それを踏まえて判断されるのは国だという我々は立場です。我々が要請をしたり、質問をしたりしておりますのは、再稼働をするなら、こういう諸条件が満たされたほうが望ましいから、関西広域連合として質問をしたり、意見を出したりしております。例えば、今まで再稼働の責任は誰がとるんだという質問をしてきました。ようやく、国は12月になって、11月の末かな、政府が責任をとるんだということを申し入れてこられました。以前は、原子力安全関係法令に基づいてその範囲内で責任をとりますという回答だったんですが、ようやく全責任は政府だとお認めになりました。ということは、認められたからそれはそれでいいんですけども、じゃあ、それに対して法律的な担保があったほうがいいんじゃないんでしょうかというのが私たちの意見で、ただ、これはある意味一つの意見ですので、これに固執をするわけにはいかないのではないかと。政府が全責任を持つんだとおっしゃっているのに、おまえは責任が持てないんだというような判断能力はありませんので、そういう意味からすると全責任を持たれるということを前提にして考えたとする、それをもっと法律的な形で明示されたほうがいいんじゃないでしょうかという意見は述べられるかもしれないなど、こんなふうにも今、考えているところです。そういう意味で、我々は最終判断をする立場にはないけれども、よりベターな原子力の発電所の安全をめぐる仕掛けを提言する立場にはある。したがって、そういう意見は申し入れていく必要があるのではないかと、このように考えているということでございます。

○委員長（尾形 賢） 加味根委員。

○委員（加味根史朗） 最後にします。

この間の住民説明会で住民の皆さんは国の説明では十分納得されておられません。再稼働については住民の声が得られていない。そういう中で、宮津市長さんも、京丹後市長さんも反対を議会で表明されているという新たな事態となっております。関西広域連合もやっぱり周辺住民、30キロ圏内の住民の意向がどうなのか、あるいは、30キロ圏内の地方自治体の長の意向はどうかということもしっかり踏まえた対応というのはすべきではないかというふうに思いますので、それを踏まえた対応をぜひ検討していただくよう、要望して終わります。

○委員長（尾形 賢） 他にご発言はございませんか。

西村委員。

○委員（西村昭三） 地震が起きたときに、当然、仮設住宅の支援をたくさんやられたわけなんですけれども、最終的には仮設住宅の撤去は、新聞では、延長、延長とかいうようなことをよく聞いて、最終的にはいつごろ、何年ぐらいまで仮設住宅はされていたんですか、当然数は少なくなっていっていると思うんですけれども。

○委員長（尾形 賢） 井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三） ちょっとうろ覚えですが、一番最後になったのは5年目ぐらいだったんじゃないかと思います。丸4年たって、2年ごとに延長ですから、2回延長したんじゃないかかなと思います。しかし、5年目ぐらいには全部仮設住宅は解消。

○広域連合委員（広域防災副担当）（久元喜造） 4年11カ月です。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三）　　まず5年ぐらいで解消できたと思います。

○委員長（尾形　賢）　　西村委員。

○委員（西村昭三）　　やっぱり規模にもよるけれども、それぐらいは当然考えておかないかということですね、これからでも。もちろん事故の規模にもよるとは思いますけれども、5年ぐらいは必要だと。

○委員長（尾形　賢）　　井戸広域連合長。

○広域連合長（広域防災担当）（井戸敏三）　　仮設住宅で一番最初に解消ができたのは、芦屋市でございますが、それはなぜかという、学校の校庭に建てていたんです。ですから、世の中が災害復興住宅なんかができ始めてきますと、やっぱりできるだけ早く解消しようと、子供たちに教育の場を確保しようと、そういう動きの中で、一番最初に芦屋から仮設住宅の解消が始まりました。いろんな事情がありますので一概にはいえませんが、やっぱり5年ぐらいはかかってしまったということだと存じます。

○委員（西村昭三）　　ありがとうございました。

○委員長（尾形　賢）　　他にご発言はございませんか。

　　清水委員。

○委員（清水鉄次）　　ちょっと要望だけなんですけれども、広域的な支援のことなんですけれども、風水害で平成23年和歌山、奈良中心と、平成25年に京都、滋賀中心、平成26年に兵庫、京都とか、それぞれ関西広域的なエリアの中でそれぞれの地域の被害があつてそれなりの対応をされてきたと思います。しかし、この風水害に関しては、今後も毎年は起こらないとはいえ、定期的にやっぱり起こりそうな気象条件になっているような気がするんです。そのためにも、風水害の直後の支援体制とか、そして、今後復旧とか復興に対する人材派遣を含めた支援体制とか、そういったものを関西広域連合の中で明確化できないかなということが、あるのであれば結構ですけれども、もしないのであれば、どういう形で明確化していくかということ、今後検討してもらいたいなど、それだけ要望だけお願いしたいと思います。

○委員長（尾形　賢）　　杉本広域防災局長。

○広域防災局長（杉本明文）　　風水害、地震ももちろんなんですけれども、風水害の場合も含めまして、まずは初動が一番重要だということございまして、緊急にチームを組んで被災地に派遣をさせていただくことにしております。そこでどれぐらいの被害状況なのかということをしっかり確認をさせていただいて、具体的な支援についてはやはりしっかりした被害情報がないとどういう体制を組むことがベターなのかということの判断がつかみませんので、まず、緊急にそういうチームを派遣させていただいて情報収集した上で、その被災状況に応じて職員派遣、あるいは、物資の支援、こういったこともやっていくと。そういう体制を先ほどご説明いたしました応援・受援実施要綱の中に具体的に定めておりますので、我々としてもそれに基づいて今後とも対応させていただきたいと思っております。

○委員（清水鉄次）　　結構です。

○委員長（尾形　賢）　　他にご発言はございませんか。

　　それでは、ご発言も尽きたようでありまして、本件につきましては以上で終わらせていただきたいと思います。

　　これをもちまして、防災医療常任委員会を閉会させていただきたいと思います。どうも

長時間ご苦勞さんでございました。

午後 3 時10分閉会

関西広域連合議会委員会条例（平成23年関西広
域連合条例第14号）第28条第1項の規定により、
ここに署名する。

平成28年1月

防災医療常任委員会委員長 尾 形 賢